

中山間地域等直接支払制度の新たな対策について

Direct payment to farmers in hilly and mountainous areas (The second stage)

野原 弘彦

Hirohiko Nohara

はじめに

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続されるよう農業生産条件の不利を補正するための支援として、平成 12 年度から実施してきました。

本制度は、平成 16 年度までの 5 力年間となっていたことから、平成 16 年度に中立的な第三者機関（中山間地域等総合対策検討会）での制度全体の検証、財政当局との調整等を経て、平成 17 年度以降の新たな対策においては、将来に向けて農業生産活動を継続する前向きな取組を促す仕組みとするなどの制度の見直しを行い、継続的に実施することとなりました。

新たな対策における見直しの内容

集落の将来像の明確化（集落マスタープランの策定）

第一に、新たな対策においては、全ての集落協定に当該集落の将来像（集落マスタープラン）を位置付けることが必須要件（これまでは選択要件）となります。この集落マスタープランとは、集落の農業生産活動等の体制に関する 10 年～15 年後の将来像（例えば、集落営農の組織化、集落の核となる担い手に集積等）を明確化し、さらにその将来像を実現するために今後 5 年間での活動目標や、毎年どのような活動を行うのかの工程を位置付けたものです。これまでの取組により、いまだ将来の姿が描けてないような集落はもとより、既に体制整備に向けて動き出している集落にとっても、この集落マスタープランの位置付けを通じて、集落内の話し合いを活発化させ、今後の 5 年間の取組が充実したものとなることが重要と考えています。

集落活動のレベルに応じた段階的単価の設定

第二に、従来の 5 年間の耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と、当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階（通常単価（これまでと同じ単価）、8 割単価（通常単価の 8 割の単価））を設定することとしました。また、耕作放棄地の復旧や法人の設立等、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じることとしました。

これまで、積極的な取組を行っている集落協定と農業生産活動等の 5 年間継続という基本的要件のみの取組を行う集落協定でも同じ交付単価となっており、特段異なる取扱いはされていませんでした。これまでの仕組みのままだと、一部の集落の農業生産活動等が現状維持に止まってしまふことが考えられます。

このため、新たな対策においては、集落のより積極的な取組を促していくため、機械の共同利用、担い手への集積、集落営農組織化などの前向きな取組を行う集落は通常単価となりますが、基本的要件のみの取組を行う集落には 8 割単価となります。その一方

で、より積極的な取組を行う集落には加算のチャンスもあるという仕組みにするものです。

交付要件等の見直し

第三に、これまでの実施状況や地方公共団体からの提案等を踏まえ、地域の主体的取組を一層活発化させるとの観点から、明確かつ客観的な基準の下で透明性を確保しつつ、交付金の返還要件や団地要件等の適正化、共同取組活動に配分される交付金の活用方法の明確化等交付要件や事務手続き等について見直しを行っています。

終わりに

本制度は、農政史上初めての直接支払いとして実施され、地域の自主性と責任の下で、地域の特色を生かした様々な取組が行われてきました。

今後、新たな仕組みの下で、さらに多くの集落が地域農業全体の課題の解決に自らが取組んで頂き、充実した5年間の活動を実施することが重要であると考えています。

なお、中山間地域等直接支払制度に関する、制度の内容、実施状況や取組事例などは農林水産省のホームページに掲載しています。

農林水産省 HP トップページ 農村振興局 HP 中山間地域等直接支払制度
<http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/home/chuusankansitsu/jigyougaiyou1.htm>

参考：新たな対策での集落協定の考え方

